

新旧対照表

新	旧
<p>千葉県特定建築物指導要綱</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 飲料水の給水設備の管理</p> <p>1 特定建築物維持管理権原者は、令第2条第2号イに規定する飲料水の給水に関する設備の維持管理及び水質検査の実施について、規則第4条の規定による他、次の規定に留意して実施すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 水質検査の結果が、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表中 6の項、<u>33</u>の項、<u>35</u>の項、<u>36</u>の項及び<u>41</u>の項の上欄に掲げる事項について、水質基準に適合している場合には、次回の水質検査において当該項目を省略して差し支えない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第7～第9 略</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>千葉県特定建築物指導要綱</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 飲料水の給水設備の管理</p> <p>1 特定建築物維持管理権原者は、令第2条第2号イに規定する飲料水の給水に関する設備の維持管理及び水質検査の実施について、規則第4条の規定による他、次の規定に留意して実施すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 水質検査の結果が、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表中 6の項、<u>32</u>の項、<u>34</u>の項、<u>35</u>の項及び<u>40</u>の項の上欄に掲げる事項について、水質基準に適合している場合には、次回の水質検査において当該項目を省略して差し支えない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第7～第9 略</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p>

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 略

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式 略